

2012年7月24日

淀川水系流域委員会様

吹田市在住 千代延明憲

淀川水系流域委員会が、必要ある場合には整備計画変更原案の提示を
河川管理者に促す意見を述べるができるよう規約改正を

淀川水系流域委員会規約 第2条（設置）では次のように規定されています。

委員会は、委員が次の事項につき、意見を述べる場として設置するものとする。

- (1) 淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗点検結果について、意見を述べること。
- (2) 淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること。

第2項に「河川管理者が示す変更原案」とありますが、変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が適宜迅速に変更原案を提示するとは限りません。そのような場合には、委員会あるいは委員が、河川管理者に変更原案の提示を促す意見を提示できるように、本規約の改正を要望いたします。

例えば高規格堤防（スーパー堤防）の整備に関し、点検結果として「・・・なお、高規格堤防については、昨年の行政刷新会議の事業仕分けの指摘を受け、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行い、『人命を守る』ということを最重視し、そのために必要な区間として「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」とすることとし、円滑な事業推進を図るために必要な諸方策については、引き続き検討を行うこととなった。」とあります。しかしこれではいかにも不十分です。河川管理者には、具体的に現行整備計画に基づいたスーパー堤防整備対象区間とこれを白紙にした後の新たな整備区間を早急に明示することを求めるべきではないでしょうか。それできなければ、蓋を開ければ何も変わっていなかったという結果になりかねません。

淀川水系流域委員会は時間的に制約が多い中ですが、上記規約改正を真摯にご検討いただきますようお願い致します。

以 上